

大阪読売健康保険組合規約 新旧対照表

新		旧	
(設立事業所の名称及び所在地)		(設立事業所の名称及び所在地)	
第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。		第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	
(名 称)	(所 在 地)	(名 称)	(所 在 地)
株式会社読売新聞大阪本社	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売新聞大阪本社	大阪市北区野崎町5番9号
読売テレビ放送株式会社	大阪市中央区城見1丁目3番50号	読売テレビ放送株式会社	大阪市中央区城見1丁目3番50号
読売ゴルフ株式会社	大阪市北区野崎町5番9号	読売ゴルフ株式会社	大阪市北区野崎町5番9号
大阪読売健康保険組合	大阪市北区野崎町5番9号	大阪読売健康保険組合	大阪市北区野崎町5番9号
大阪読売新聞労働組合	大阪市北区野崎町5番9号	大阪読売新聞労働組合	大阪市北区野崎町5番9号
読売テレビ放送労働組合	大阪市中央区城見1丁目3番50号	読売テレビ放送労働組合	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社読売情報開発大阪	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売情報開発大阪	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社読売大阪プリントメディア	大阪市北区野崎町3番14号	株式会社読売大阪プリントメディア	大阪市北区野崎町3番14号
大阪読売サービス株式会社	大阪市北区野崎町5番9号	大阪読売サービス株式会社	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社読売アルスR	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売連合広告社	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社読売エージェンシー大阪	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売エージェンシー大阪	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社YTE	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社YTE	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社よみうりテレビサービス	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社よみうりテレビサービス	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社エイデック	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社エイデック	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社ytv Nextry	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社ytv Nextry	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社読宣	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読宣	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社ytvメディアデザイン	東京都港区東新橋1丁目6番1号	株式会社ytvメディアデザイン	東京都港区東新橋1丁目6番1号
株式会社読売北大阪プリントメディア	大阪府茨木市横江1丁目7番1号	関西図書印刷株式会社	大阪府茨木市横1丁目7番1号
第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。		第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。	
2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。		2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。	
選挙区	選挙区の範囲	議員	
第1選挙区	社長直属	2	
	総務局		
	労務担当室		
	事業局		
	大阪読売健康保険組合		
	エイデック		
	ytv Nextry		
第2選挙区	ビジネス局	1	
	YTE		
	読宣		
	ytvメディアデザイン		
第3選挙区	販売局	2	
	編集局（総支局を除く）		
	大阪読売新聞労働組合		
	よみうりテレビサービス		
	読売北大阪プリントメディア		
第4選挙区	総支局	1	
	読売ゴルフ		
第5選挙区	制作局	3	
	読売情報開発大阪		
	読売大阪プリントメディア		

大阪読売健康保険組合規約 新旧対照表

新				旧			
		大阪読売サービス				大阪読売サービス	
		<u>読売アルスR</u>				<u>読売連合広告社</u>	
		読売エージェンシー大阪				読売エージェンシー大阪	
6 選挙区		読売テレビ放送	2	6 選挙区		読売テレビ放送	2
		読売テレビ放送労働組合				読売テレビ放送労働組合	
		任意継続				任意継続	
(理事会の決定事項) 第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 <u>削除</u> <u>(1)</u> 常務理事の選任及び解任の同意 <u>(2)</u> 事業運営の具体的方針 <u>(3)</u> 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 <u>(4)</u> この規約に定める事項 <u>(5)</u> その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの				(理事会の決定事項) 第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 <u>(1) 組合会に提出する議案</u> <u>(2)</u> 常務理事の選任及び解任の同意 <u>(3)</u> 事業運営の具体的方針 <u>(4)</u> 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 <u>(5)</u> この規約に定める事項 <u>(6)</u> その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの			